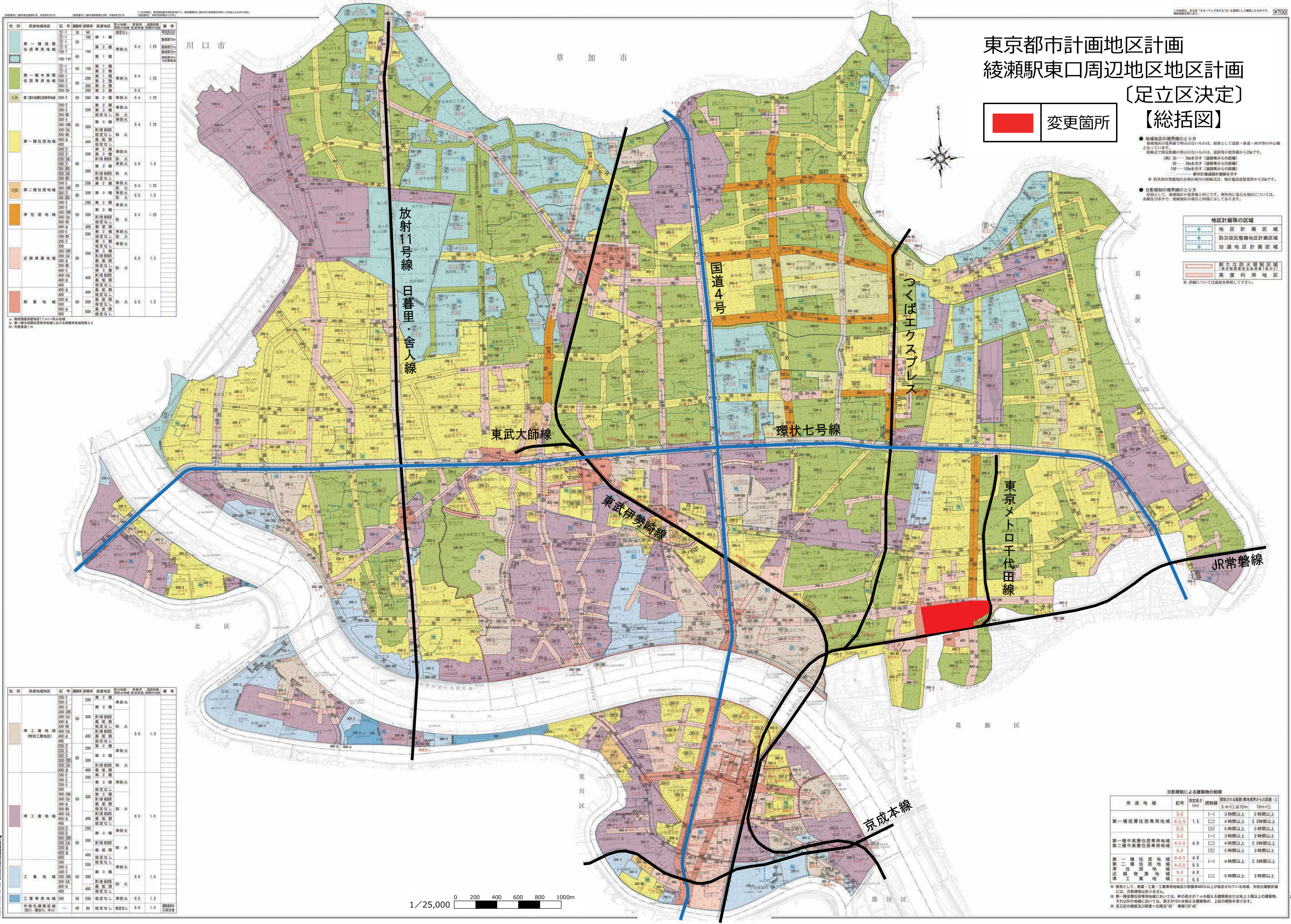




東京都市計画地区計画 綾瀬駅東口周辺地区地区計画 〔足立区決定〕 【総括図】

 変更箇所

● 地域地区の境界線のとおり方
● 目影規制の境界線のとおり方

- 地域地区の境界線のとおり方
地域地区の境界線は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線と一致する。ただし、道路等の境界線から20m以内の範囲で、必要に応じて境界線を調整する。ただし、道路等の境界線から20m以内の範囲で、必要に応じて境界線を調整する。
- 目影規制の境界線のとおり方
目影規制は、原則として、地域地区の境界線と同一とする。ただし、必要に応じて境界線を調整する。ただし、必要に応じて境界線を調整する。

地区計画等の区域	
	地区計画区域
	防災街区整備地区計画区域
	沿道地区計画区域
	新たな防火規制区域 (東京都建築安全条例第7条第1項)
	高度利用地区

色別	用途地域地区	記号	建築制限	高度地区	防火地区	防火地区	防火地区	防火地区	防火地区
第一種低層住宅用地	第一種低層住宅用地	100-1	第一種低層住宅用地	第一種低層住宅用地	第一種低層住宅用地	第一種低層住宅用地	第一種低層住宅用地	第一種低層住宅用地	第一種低層住宅用地
第一種中高層住宅用地	第一種中高層住宅用地	200-1	第一種中高層住宅用地	第一種中高層住宅用地	第一種中高層住宅用地	第一種中高層住宅用地	第一種中高層住宅用地	第一種中高層住宅用地	第一種中高層住宅用地
第二種中高層住宅用地	第二種中高層住宅用地	300-1	第二種中高層住宅用地	第二種中高層住宅用地	第二種中高層住宅用地	第二種中高層住宅用地	第二種中高層住宅用地	第二種中高層住宅用地	第二種中高層住宅用地
第一種住居用地	第一種住居用地	400-1	第一種住居用地	第一種住居用地	第一種住居用地	第一種住居用地	第一種住居用地	第一種住居用地	第一種住居用地
第二種住居用地	第二種住居用地	500-1	第二種住居用地	第二種住居用地	第二種住居用地	第二種住居用地	第二種住居用地	第二種住居用地	第二種住居用地
準住居用地	準住居用地	600-1	準住居用地	準住居用地	準住居用地	準住居用地	準住居用地	準住居用地	準住居用地
近隣商業用地	近隣商業用地	700-1	近隣商業用地	近隣商業用地	近隣商業用地	近隣商業用地	近隣商業用地	近隣商業用地	近隣商業用地
商業用地	商業用地	800-1	商業用地	商業用地	商業用地	商業用地	商業用地	商業用地	商業用地

色別	用途地域地区	記号	建築制限	高度地区	防火地区	防火地区	防火地区	防火地区	防火地区
準工業用地(特種工業地区)	準工業用地(特種工業地区)	100-2	準工業用地(特種工業地区)	準工業用地(特種工業地区)	準工業用地(特種工業地区)	準工業用地(特種工業地区)	準工業用地(特種工業地区)	準工業用地(特種工業地区)	準工業用地(特種工業地区)
準工業用地	準工業用地	200-2	準工業用地	準工業用地	準工業用地	準工業用地	準工業用地	準工業用地	準工業用地
工業用地	工業用地	300-2	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地
工業用地(特種工業地区)	工業用地(特種工業地区)	400-2	工業用地(特種工業地区)	工業用地(特種工業地区)	工業用地(特種工業地区)	工業用地(特種工業地区)	工業用地(特種工業地区)	工業用地(特種工業地区)	工業用地(特種工業地区)
工業用地	工業用地	500-2	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地
工業用地	工業用地	600-2	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地
工業用地	工業用地	700-2	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地
工業用地	工業用地	800-2	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地	工業用地

目影規制による建築物の制限	
用途地域	制限
第一種低層住宅用地	第一種低層住宅用地
第一種中高層住宅用地	第一種中高層住宅用地
第二種中高層住宅用地	第二種中高層住宅用地
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域